

# 労働政策研究報告書 No. 62

2006

JILPT: The Japan Institute for Labour Policy and Training

## 諸外国における年少労働者の 深夜業の実態についての研究

- 演劇子役等に従事する児童の労働の実態 -

労働政策研究·研修機構

## 諸外国における年少労働者の深夜業の実態についての研究

― 演劇子役等に従事する児童の労働の実態 ―

独立行政法人**労働政策研究·研修機構** 

The Japan Institute for Labour Policy and Training

#### まえがき

我が国においては、年少者労働について、満15歳未満の児童の場合、特例つきで就労が可能であると労働基準法は定めているが、特に、演劇子役等に関しては、満13歳未満の児童について映画製作または演劇の事業において所管の労働基準監督署の許可を受けることにより、修学時間外に使用することが可能となる。さらに、演劇子役等の就労については、最低年齢に関する規定のほか労働契約の締結、賃金および労働時間に関する規定が同法に定められている。

演劇子役等の夜間の就労可能時間は、「規制改革・民間開放推進三か年計画」に関する平成16年3月19日の閣議決定を受け、労働基準法の告示により、これまでの午後8時までから午後9時までに延長された。この閣議決定では、児童の就労可能時間の延長に当たり「健康、福祉等への影響に留意すること」を求めており、演劇子役等の就労に当たっては保護と配慮を重視した取組みを行うよう注意が促されている。

そういった背景のもとで、当機構では、厚生労働省の要請を受け、EU 指令の影響を色濃く有するドイツ、フランス、同じ EU 加盟国でありながらも両国とは異なった法的原理が支配するイギリス、そして、娯楽産業が最も発達し演劇子役等に関して独自の法制を展開するアメリカの4か国を対象国として、演劇子役等の就労に関する労働保護規制のあり方、法規制の運用、就労の実態及び健康、教育、財産管理などへの影響について調査研究を行った。

演劇子役等への労働保護規制のあり方や就労の実態、さらに彼らの健康や教育などへの影響に関しては、先行する調査研究は極めて少ない。そこで、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスに造詣の深い労働法研究者の参加を得て研究会を構成して検討を重ね、各国への現地調査も実施した。本報告書は、各国の労働保護法制の枠組みと、教育、家庭生活の実態の2つの側面に関する調査研究から構成されている。

ご多忙のなか研究会メンバーとして、ご報告・ご執筆にご協力いただいた研究者の方々、 海外現地調査にご協力いただいた各国関係者の方々に厚くお礼を申し上げる。本報告書が我 が国における演劇、オペラ、ミュージカル、テレビ番組製作、映画製作、モデル撮影等の各 メディア・文化領域で就労する児童のための政策立案の一助となれば幸いである。

2006年5月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 理事長 小野 旭

#### 執 筆 担 当 者

氏 名	所	属		執筆章
鎌ヵ有な水み水の野な棚田が田の野の野の野ら村で口の野の野の野ら村で口	でま 労働政策の	法学部 教授 法学部 教授 人間環境学部 講師 开究・研修機構 开究・研修機構	(主查) 教授 主任調查員 調查員 調查員	総論、第1部第3章 第1部 第2章 第1部 第1章 第1部 第4章 第2部 第4章 第2部 第2章 第2部 第2章
	) き こ	开究·研修機構	調査員	第2部 第3章

「諸外国における年少労働者の深夜業に関する研究」研究会メンバー

(主 査)	鎌田耕一	東洋大学 法学部 教授
	有田謙司	専修大学 法学部 教授
	永野秀雄	法政大学 人間環境学部 教授
	水野圭子	法政大学 講師
	野村かすみ	労働政策研究・研修機構 国際研究部 主任調査員
	樋口英夫	労働政策研究・研修機構 国際研究部 調査員
	高畑正人	労働政策研究・研修機構 国際研究部 調査員
	吉原夕紀子	労働政策研究・研修機構 国際研究部 調査員
(オブザーバー)	和田幸典	厚生労働省 労働基準局 監督課 法規係長
		(~平成 17 年 8 月 25 日)
	吉田拓野	厚生労働省 労働基準局 監督課 法規係長
		(平成 17 年 8 月 26 日~)
	山田敏之	厚生労働省 労働基準局 監督課 法規係

## 目 次

### まえがき

総論	調査研究の目的と成果	1
比較表	諸外国における年少者・演劇子役等の就業可能時間に係る法制の概要	34
	1. 年少者(満18歳未満)	34
	2. 演劇子役等 (満 1 5 歳未満)	54
第1部	『 諸外国における年少者・児童の労働保護法制	69
第1	章 アメリカにおける年少者・児童の労働保護法制	71
第	51節 連邦法上の規制	71
第	52節 カリフォルニア州	82
第	等3節 ニューヨーク州	109
第 2	2章 イギリスにおける年少者・児童の労働保護法制	154
第	51節 イギリスにおける児童・年少者に係る原則的規制	155
第	52節 イギリスにおける児童・年少者の興行における雇用に係る規制	168
第 3	3章 ドイツにおける年少者・児童の労働保護法制	186
第	等1節 ドイツにおける年少労働者保護法	186
第	52節 ドイツにおける満15歳未満の演劇子役等の労働保護に係る法制	205
第 4	章 フランスにおける年少者・児童の労働保護法制	220
第	51節 フランスにおける演劇子役等の就労における問題の所在	220
第	<b>9.2</b> 節 フランスにおける年少者保護規制	222
第	等3節 フランスにおける演劇子役等に対する規制	232
第2部	ß 諸外国における演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響 ······	269
第1	章 アメリカにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響 …	271
	―カリフォルニア州とニューヨーク州を中心に―	
第	51節 演劇子役等の労働時間規制を規定する州法と実態の関係	271
第	52節 演劇子役等と教育、学習について	277
第	等3節 演劇子役等の家庭生活	284
第 2	2章 イギリスにおける演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響 …	291
觧	51節 実演産業の状況	291

第2節	実演児童の就	業に関する制度と運用293
第3節	教育と健康・	家庭生活306
第3章	ドイツにおける	演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響314
第1節	演劇子役等の	就労の実態317
第2節	演劇子役等の	教育と学習328
第3節	演劇子役等の	健康・家庭生活333
第4章	フランスにおけ	る演劇子役等の就労の実態と教育・家庭生活への影響341
第1節	演劇子役等の	就労に関する実態―パリ現地調査の結果から―342
第2節	演劇子役等の	教育に関する実態359
第3節	演劇子役等と	家庭生活に関する実態371
参考資料	ヒアリング項目	375